

あとがき

公益財団法人ヤマハ発動機スポーツ振興財団
調査研究委員会・委員長
海老原修

第 177 回国会(常会)において成立したスポーツ基本法は、2011(平成 23)年 6 月 24 日に平成 23 年法律第 78 号として、同年 7 月 27 日にスポーツ基本法の施行期日を定める政令(平成 23 年政令第 231 号)として、それぞれ公布され、同年 8 月 24 日から本格的に施行するに至った。その規定に基づく「スポーツ基本計画」(2012(平成 24)年 3 月 30 日)はスポーツ基本法の理念を具体化し、今後の我が国のスポーツ施策の具体的な方向性を示し、国、地方公共団体及びスポーツ団体等の関係者が一体となって施策を推進していくための重要な指針として位置付けられる。

これに先行したプロジェクトは 2011(平成 23)年度「スポーツコミュニティの形成促進」であり、「スポーツ基本計画」策定以前に既に策定・実施された行政主導の計画であり、その延長線上に 2012(平成 24)年度「地域スポーツとトップスポーツの好循環推進プロジェクト」がある。このプロジェクトのキーワードはスポーツ人材と表現される地域スポーツ指導者で、彼らの活動には次の 3 つのプログラムが準備された。

①トップアスリートによる巡回指導・トップアスリートが総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、学校運動部活動など地域のスポーツクラブを巡回指導する。

②小学校体育活動コーディネーターによる小学校体育授業支援・小学校全体の体育授業や体育活動の計画を補助したり、担任とチームティーチングで体育の授業に取り組んだりするとともに、学校と地域の連携を図るために、これらを中心となって行う外部人材等を小学校体育活動コーディネーターとして派遣し、小学校における体育活動の支援を行う。

③プロジェクト・リーダーによる地域課題解決の取組・総合型地域スポーツクラブの主要マネージャーなどが、上記①トップアスリートや②小学校体育活動コーディネーターの派遣に関する連絡・調整を行うとともに、地域住民のスポーツ参加を通じた学校・地域の連携、健康増進、体力向上、子育て支援等に資する企画・実践を行う。

それでは、トップアスリート、小学校体育活動コーディネーター、プロジェクト・リーダーって、どんな人たちなのかしらん、と創案者にたずねてみたい。

この疑義の背景には、トップアスリートがいかなる現状にあり、いわゆる引退後のキャリアがどのように形成しているのか、不明なままであるからに他ならない。現役当時同様に、むしろ、引退後にこそ、公正や規範を体現するロールモデルとしての社会的責務が期待される。新聞、雑誌、テレビ、インターネットなどのメディアが増幅する一部のトップアスリートが注視されるが、多くのトップアスリートが表裏なくその責務を果たしていると期待するとともに、その真摯な姿を第三者的な視点より広く伝えねばならない。本調査研究委員会の視座はこのあたりにある。

折しも、ラグビーワールドカップ 2015 イングランド大会を契機に注目が集まるラグビーは、トップアスリートのあり方を検討する好材料となる。なぜならば、開催が決定しているラグビーワールドカップ 2019 日本大会までの追跡的な調査研究を通じて、的確にトップアスリートの位置付けを把握できると期待されるからだ。本報告書で紹介するインターネット調査や観戦者調査は、はじめの一歩であり、戦端を切る、と期待している。